

2020年8月20日

各位

会社名 株式会社STIフードホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 十見 裕  
(コード番号: 2932 東証市場第二部)  
問い合わせ先 取締役執行役員財務本部長 高橋 敏  
(TEL. 03-3479-6956)

### 新株式の発行及び自己株式の処分並びに 株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年8月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴う公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

1. 公募による新株式の発行(一般募集)の件
  - (1) 募集株式の数 当社普通株式 300,000株
  - (2) 募集株式の払込金額 未定(2020年9月3日の取締役会で決定する。)
  - (3) 払込期日 2020年9月24日(木曜日)
  - (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2020年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この新株式発行を中止する。
  - (6) 発行価格(募集価格) 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年9月14日に決定する。)
  - (7) 申込期間 2020年9月15日(火曜日)から  
2020年9月18日(金曜日)まで
  - (8) 申込株数単位 100株
  - (9) 株式受渡期日 2020年9月25日(金曜日)
  - (10) 前記各項を除くほか、この新株式の発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
  - (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一となる。)
- (3) 払込期日 2020年9月24日(木曜日)
- (4) 募集方法 処分価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)  
(募集価格)
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一となる。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一となる。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一となる。
- (9) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都港区赤坂三丁目3番5号  
株式会社極洋 1,000,000株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社、いちよし証券株式会社及びエース証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売出価格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 195,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村証券株式会社 195,000株(上限)
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売出価格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 5. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 195,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申込期日 2020年10月19日(月曜日)
- (4) 払込期日 2020年10月20日(火曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2020年9月14日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記4.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	普通株式	300,500株
	(新株式発行)	300,000株
	自己株式処分	500株)
売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 1,000,000株
		オーバーアロットメントによる売出し 195,000株
		( )

(2) 需要の申告期間 2020年9月7日(月曜日)から

2020年9月11日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2020年9月14日(月曜日)

(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2020年9月15日(火曜日)から

2020年9月18日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2020年9月24日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 2020年9月25日(金曜日)

( ) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である十見裕(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式195,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2020年9月25日から2020年10月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,000,500株	
公募による増加株式数	300,000株	
第三者割当増資による増加株式数	195,000株	(最大)
増加後の発行済株式総数	5,495,500株	(最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 488 百万円(＊)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 322 百万円(＊)と合わせて、連結子会社における新工場の増設のための投融資資金として 300 百万円、連結子会社における生産設備の増強のための投融資資金として 490 百万円、当社におけるシステム投資等の設備資金に 20 百万円を充当する予定であります。

具体的な内容は下記のとおりです。

融資先は未定ですが、連結子会社における生産キャパシティ増加のための新工場の増設資金として 2021 年 12 月期に 300 百万円を充当する予定であります。

連結子会社における生産設備の増強のための投融資資金の内訳は下記のとおりです。

- ・ (株)新東京エナックの既存工場の生産設備の増強に 2021 年 12 月期に 40 百万円、2022 年 12 月期に 67 百万円の合計 107 百万円を充当する予定であります。
- ・ (株)新東京デリカの既存工場の生産設備の増強に 2021 年 12 月期に 230 百万円、2022 年 12 月期に 103 百万円の合計 333 百万円を充当する予定であります。
- ・ (株)ヤマトミの既存工場の生産設備の増強に 2021 年 12 月期に 50 百万円を充当する予定であります。

当社における販路拡大のためのシステム投資等に 2020 年 12 月期に 10 百万円、2021 年 12 月期に 10 百万円を充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,790 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また企業体質強化のための内部留保を勘案しつつ、現在は業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後は連結配当性向 30%を目途として、業績に見合った利益還元を行う方針であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	1,714,304.00円	27.04円	69.30円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	-円 ( -円 )	150.00円 ( -円 )	140.00円 ( 75.00円 )
実績配当性向	-%	110.9%	40.4%
自己資本当期純利益率	-%	22.8%	27.8%
純資産配当率	-%	25.3%	11.2%

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 2017年12月期は配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については記載しておりません。

3. 2017年12月期の自己資本当期純利益率は、当期純損失のため記載しておりません。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. 当社は、2018年11月30日付で株式1株につき100株、2020年6月30日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )を算定しております。

6. 上記5.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年12月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	3,428.60円	27.04円	69.30円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	-円 ( -円 )	30.00円 ( -円 )	28.00円 ( 15.00円 )

5. ロックアップについて

上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分並びに上記3.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人である十見裕、売出人である株式会社極洋並びに当社株主である株式会社十見、株式会社セブン イレブン・ジャパン及び株式会社キャメル珈琲は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2020年12月23日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記3.の引受人の買取引受による株式売出し、上記4.のオーバーアロットメントによる

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年3月23日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による新株式発行、上記2.の公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記4.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2020年8月20日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。